



飼料添加物の「コリスチン」は、 平成30年7月1日以降、使用禁止！！

平成29年1月、食品安全委員会は、硫酸コリスチンの飼料添加物としての利用は人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると評価。

この評価を踏まえ、農水省は、硫酸コリスチンの飼料添加物としての指定を取消し、使用禁止(H30年7月1日予定)。

表示票

含有する飼料添加物の名称及び量

硫酸コリスチン 20gカ価/トン

ビタミンA、ビタミンD₃、ビタミンE、ビタミンB₁、
ビタミンB₂、ビタミンB₆、……………

原材料名 等

原材料の区分	配合割合	原材料名
動物質性飼料	72%	脱脂粉乳、……………
その他	28%	植物性油脂、トレハロース、……………

飼料袋に記載
あるいは、
伝票に添付されています。

確認してください

硫酸コリスチンの対象家畜等は、

- ・ 牛：ほ乳期用（生後おおむね3月以内の牛）
- ・ 豚：ほ乳期用、子豚用（70kg以内の豚）
- ・ 鶏（ブロイラー用を除く）：幼すう用、中すう用（ふ化後おおむね10週以内の鶏）
- ・ ブロイラー：前期用、後期用（と殺する前7日までのブロイラー）

重要です！

◎コリスチンの使用を禁止した時に、農家にコリスチンを飼料添加物として含有する飼料が残らないよう、計画的な購入をしましょう。

◎コリスチンの使用禁止後、コリスチンを飼料添加物として含有する飼料を使用すると飼料安全法違反となりますので、ご注意ください。

国産畜産物に対する消費者の皆様の信頼に応え、また、家畜に対する抗菌剤の有効性を確保するため、皆様のご理解、ご協力をお願いします。



飛騨家畜保健衛生所（飛騨総合庁舎内）

〒506-8688 高山市上岡本町7-468 TEL:0577-33-1111 FAX:0577-32-9019

E-mail: c24508@pref.gifu.lg.jp

